平成２７年（フ）第４６６号
横浜市港北区大曽根１丁目１番44号
債務者　土肥　和弘
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　破産債権の届出期間　平成27年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年６月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２８号
熊本県宇城市三角町三角浦190番地22
債務者　永野　稔秋
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　破産債権の届出期間　平成27年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
静岡県富士市東柏原新田264番地の34　サンシティ長橋302号
債務者　井出　昭弘
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　良行
4　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１７１号
静岡県富士市東柏原新田264番地の34　サンシティ長橋302号
債務者　井出眞夕美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　良行
4　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚203号
債務者　馬場　和広
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英寿
4　破産債権の届出期間　平成27年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１０号
静岡県富士市宮下415番地の１　サンシャイン大塚203号
債務者　馬場　史乃
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英寿
4　破産債権の届出期間　平成27年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４８号
岐阜市早田栄町４丁目44番地１　アベニュー92―101号室、前住所岐阜市則武中４丁目21番33号
債務者　稲川　了誓
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月10日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
静岡県富士宮市狩宿254番地の８
債務者　井出　榮一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　朝男
4　破産債権の届出期間　平成27年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４２６号
新潟市中央区栄町２丁目4820番地
債務者　小山　静香
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　　竜
4　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市隼人町見次935　レオパレス105号、住民票上の住所福岡県宮若市竹原８番地
債務者　大山　佳孝
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
和歌山市湊紺屋町２丁目16番地
債務者　西田　典芳
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　佑香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
香川県丸亀市郡家町276番地９
債務者　中西　光明
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　研也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１１１号
神戸市兵庫区荒田町２丁目３番３号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家2323番地の23
債務者　アトリエ・ストロベリーキャンドルこと　楠田　正一
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８号
仙台市宮城野区岩切１丁目12番１号　医療法人脳健会仙台東脳神経外科病院、住民票上の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目11番地の７
債務者　中山　紘一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田恭章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係